

市民活動支援センターのあり方検討委員会（以下「委員会」）の進め方について

## 1. 委員会の目的と役割

委員会は、市民活動支援センターのあり方について検討を行い、提言書を取りまとめることを目的とします。

## 2. 会議について

- (1) 原則として月 1 回程度、平日の日中等に開催し、全 10 回程度を予定しています。うち 1 回は、先進自治体の市民活動支援センターの視察を予定しています。
- (2) 原則として、会場は茂原市役所会議室とします
- (3) 委員の半数が出席し、会議が成立します
- (4) 茂原市情報公開条例第 23 条（会議の公開）に基づき、会議は公開で行い、傍聴を受け付けます（定員 20 名・先着順、視察日を除く）
- (5) 傍聴者に、会議資料等を配布します。傍聴者は、会議中に発言することはできませんが、会議終了後に感想等を提出することができます。寄せられた感想等については、次回の会議において事務局（生活課）から報告します
- (6) 会議資料や会議概要（会議録）等については、市ウェブサイトに掲載します
- (7) 会議の様子については、係が写真を撮影し、市ウェブサイトに掲載します

## 3. スケジュールについて

別添資料 3 のとおり